

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 4 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司
あかつか かおる いたう せいいち にわ よしひさ まえだ のりお
6 赤塚 薫 ・ 7 伊藤 征一 ・ 13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男
すぎたに まさみ たなか しげと なかがわ ふみひろ
15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博
なかばやし ちよういち ひらい ひでつぐ ごとう かつ
22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次 ・ 43 後藤 勝

以上 14 名

欠席委員 9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎 ・ 48 前川 正次
おおた たけし おくやま かんごろう まえかわ まさつぐ

出席部会員外委員 会長 守山 孝之
もりやま たかゆき

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長 ・ 鈴木次長 ・ 竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：紀平担当副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 1 池田 長義 ・ 14 前田 紀男
いけだ ながよし まえだ のりお

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農業生産法人の新規登録について
報告第 7 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取消願について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第4回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は3名で、出席委員は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 1番 池田委員、14番 前田委員、よろしくお願ひいたします。 それでは、会長の専決等の報告事項に入ります。第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から8で、2ページになりますが、件数は8件、合計面積25,134㎡で、全て田でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 3ページ、4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から4で、4ページになりますが、合計で件数は4件、面積は21,251㎡で、その内訳は、田が17,390㎡、畑が3,861㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。 いずれの案件もあつせん等の希望はございませんでした。 5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は店舗及び駐車場用地、番号2は共同住宅用地、番号3は一般個人住宅及び事務所用地、番号4は倉庫用地、番号5は一般個人住宅用地、番号6は太陽光発電施設用地、番号7は駐車場用地、番号8は共同住宅、駐車場及び通路用地でございます。 以上件数は8件、合計面積は5,073.44㎡で、その内訳は、田が1,664㎡、畑が3,409.44㎡でございます。 6ページから8ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。 番号1は貸し駐車場用地、番号2、3は一般個人住宅用地、番号4は太陽光発電施設用地、番号5は一般個人住宅用地、8ページになりますが、番号6は物置用地の合計6件で、面積は66,577㎡、内訳は、田が55,646㎡、畑が10,931㎡でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借</p>

権)でございます。

番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は畑で1,741㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

番号1、株式会社_____、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積は田1.42ha、畑1ha、合計2.42haで、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

11ページをお願いいたします。

報告第7号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、株式会社_____、主たる耕作物は花卉、耕作面積は畑で3.6ha。

番号2、有限会社_____、主たる耕作物は花苗、耕作面積は田で3.7ha。

番号3、株式会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で7.4ha。

番号4、株式会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で3.3ha。

番号5、_____株式会社、主たる耕作物は茶、耕作面積は畑で5.4ha。

番号6、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で21.2ha。

番号7、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田8.4ha、畑0.2ha、合計8.6ha。

番号8、有限会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田5.1ha、畑0.03ha、合計5.13ha。

番号9、株式会社_____、主たる耕作物は野菜、耕作面積は田22.1ha、畑0.7ha、合計22.8ha。

番号10、_____農事組合法人、主たる耕作物は野菜、耕作面積は田10.1ha、畑18.7ha、採草放牧地7.6ha、合計36.4ha。

番号11、株式会社_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で7.0ha。

番号12、株式会社_____、主たる耕作物は苗木、耕作面積は田0.6ha、畑5.5ha、合計6.1ha。

番号13、_____株式会社、主たる耕作物はハウレンソウ、耕作面積は田0.54ha、畑0.32ha、合計0.86ha。

番号14、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で5ha。

以上件数は14件で、いずれの案件につきましても、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、報告案件についてはよろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 片田、受人 _____、面積4,587㎡、渡人 _____、

面積6,362㎡、申請地 片田長谷町西谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,020㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、面積4,166㎡、渡人 _____外2名、面積4,693㎡、申請地 高茶屋小森上野町東浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,011㎡ 外4筆で、合計面積3,557㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、面積7,595㎡、申請地 高茶屋小森町野田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,424㎡ 外4筆で、合計面積6,360㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。なお、受人は、新規に営農を始めるものです。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積10,004.3㎡、渡人 _____農事組合法人理事 _____、面積305,212.78㎡、申請地 高野尾町井山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積264㎡ 外1筆で、合計面積435㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、耕作が不便な渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 高野尾、受人 _____、面積15,064㎡、渡人 _____、面積426㎡、申請地 高野尾町中町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積426㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 高野尾、受人 _____、面積15,064㎡、渡人 _____、面積22,098㎡、申請地 高野尾町中町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積330㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 長野、受人 _____、面積5,089㎡、渡人 _____、面積7,145㎡、申請地 美里町南長野開下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積402㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は7件で、合計面積は12,530㎡、その内訳は田が11,372㎡、畑が1,158㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、片田。

森 委員	3番 森です。この事案は、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。特に問題ございません。
議 長	2番、3番、高茶屋。
事務局	担当委員であります奥山委員さん、本日欠席ということで、事前にこの2件について問題ないということでご連絡をいただいておりますので、報告させていただきます。
議 長	それでは、4番、5番、6番、高野尾。
赤塚委員	6番 赤塚です。4番の案件につきましては、この受人が渡人の近くに田を持っているということで、問題ありません。よろしくお祈いします。 5番、6番について、5番は遠方のために耕作できないということで、6番の畑とひっついているということで、何ら問題ないと思っておりますので、どうぞよろしくお祈いします。
議 長	それでは、7番、長野。
中川委員	20番 中川です。18日に、もう1人の農業委員と支所の職員2人、4人で確認いたしました。事務局の説明どおり何ら問題ないです。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、14ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。 番号1、地区 村主、借り人 株式会社_____代表取締役社長 _____、面積24,207㎡、貸し人 _____、面積10,948㎡、申請地 安濃町川西掛田_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1014㎡ 外6筆で、合計面積7,009㎡です。 これにつきましては、借り人は、高齢化による労力不足の貸し人から申請地を10年間賃貸し、営農を拡大するものです。 この案件につきましては、借り人は農業生産法人として登録され、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお祈いいたします。

議 長	<p>それでは、地元委員さんのご意見を伺います。 1番、村主。</p>
平井委員	<p>23番 平井です。4月15日の日に現地確認をいたしました。事務局の説明どおり、許可されましても何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがございましょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定をいたしました。 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>15ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 一身田、申請者 _____、申請地 一身田豊野るノ坪 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積466㎡です。 これにつきましては、農業用倉庫用地とするものですが、平成15年2月ごろ既に建築しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 藤水、申請者 _____、申請地 垂水南浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積29㎡ 外2筆で、合計面積510㎡。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は228㎡で、転用面積の44.7%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町忍田惣ヶ平 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,309㎡。 これにつきましては、鳥獣の被害が著しかったことから、昭和54年ごろに檜を植林しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件、合計面積は2,285㎡で、その内訳は、田が2,274㎡、畑が11㎡でございます。 いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、地元委員さんのご意見を伺います。 1番、一身田。</p>
青木委員	<p>5番 青木です。15日の日に北部地区の委員の方と現地確認してまいりま</p>

した。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 2番、藤水。

事務局 この案件につきまして担当委員は奥山委員さんですけども、本日欠席ということで、問題ないという連絡を受けておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 3番、明。

杉谷委員 15番 杉谷。事務局の説明どおりでありまして、何ら問題がございませんので、よろしく願いをいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたしました。

それでは、次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田 平野巽之角_____、台帳地目 田、現況地目 畑で一部雑種地、面積 1,062㎡です。これにつきましては、本年2月24日に許可した案件ですが、譲受人に変更が生じたため、取消願が提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、一身田。

青木委員 5番 青木です。譲受人が娘の名前にかわるということで、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農

業委員会許可・所有権移転) 事務局の説明をお願いいたします。

事務局

17ページ、18ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田平野巽之角_____、台帳地目 田、現況地目 畑で一部雑種地、面積1,062㎡です。

これにつきましては、先ほどの議案第4号でご審議いただきました案件の新たな申請になります。受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、通路等の管理用地及び日陰部分を除いた325.92㎡で、転用面積の30.6%に当たります。なお、申請地は、平成20年8月ごろから農業用機械や資材の置場及び駐車場として一部使用しており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 新町、受人 学校法人_____理事長 _____、渡人_____外1名、申請地 南河路宮西_____、台帳地目・現況地目とも田、面積

1,719㎡ 外12筆で、合計面積8,153.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、幼稚園園舎建設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野細野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積257㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積92㎡ 外2筆で、18ページになりますが、合計面積289㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び物置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、受人 株式会社_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多壺之坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,480㎡ 外2筆で、合計面積2,513㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,308㎡で、転用面積の52%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、受人 _____、渡人 財務省東海財務局津財務事務所所長、申請地 安濃町野口下合野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積96㎡。

これにつきましては、受人は、国有地である申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は6件、合計面積は12,370.91㎡で、その内訳は田が11,028.91㎡、畑が1,284㎡、その他、これは台帳地目が雑種地となっている農地ですが、58㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
1 番、一身田。

青木委員 5 番 青木です。議案第 4 号で今、説明したとおりでありますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 2 番、新町。

池田委員 1 番 池田です。これも、地元の同意も得ているということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 3 番、長野。

中川委員 2 0 番 中川です。隣地の上承もされておりますので、今の事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 4 番、村主。

平井委員 2 3 番 平井です。4 月 1 5 日に現地確認をいたしました。申請地は、譲受人に隣接しておりまして、大きな機械も入っていくような道もございませんので、許可を出しても何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 5 番、安濃。

中林委員 2 2 番 中林です。この太陽光発電施設用地でございますけれども、周囲に農地はなく、異論は、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 6 番、明合。

中林委員 2 2 番 中林です。これは、ただいま事務局の説明どおり、国有地の払い下げと申しますか、それを受けるための申請でございまして、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。
皆さん、いかがございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第 5 号については許可をすることに決定いたしました。
次に、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 1 9 ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高野尾、借り人 株式会社_____代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 高野尾町東大谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,459㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、隣接する山林等を含め、約1.5haの太陽光発電施設用地の一部とするものです。パネル設置面積は、農地部分で1,392㎡、転用面積の40%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で、合計面積は田で3,459㎡でございます。この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。4月15日に会長を始め部会長、事務局の方に現地確認していただきました。その中で、この貸し人に、下に池がありますので、その池の世話人に承認を得るようお願いしましたところ、承認を得たということで、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。
皆さん、いかがございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第6号については許可をすることに決定をいたしました。
次に、議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町妙法寺大市_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積379㎡です。
これにつきましては、添付されております建物の登記簿謄本により、昭和43年11月1日に申請地に建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され 20年以上経過している要件に該当しております。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、村主。

平井委員 23番 平井です。4月15日に現地確認をいたしました。事務局の説明ど

おり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。
皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第5号については証明をすることに決定いたします。
次に、別紙でお配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化推進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。
表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明いたします。
津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で128,986㎡、畑の賃貸借で1,358㎡、契約件数は54件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で67,956㎡、契約件数は20件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借で40,695㎡、契約件数は15件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で23,857㎡、契約件数は10件でございます。
美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12,777㎡、契約件数は3件でございます。
香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて274,271㎡、畑の集積が、賃貸借で1,358㎡、合計契約件数は102件、合計面積は275,629㎡となっております。
次に認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は、津地区22件、河芸地区3件、安濃地区9件、芸濃地区5件、合計で39件、合計面積117,121㎡でございます。
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで、第4回第1農地部会を終了いたします。

午前10時44分

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年4月21日

議 長

出席委員

出席委員